

令和2年度道德教育指導者養成研修（中央指導者研修）

実施要項

1 目的

道德教育を担当する指導主事等に対し、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育や道德教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の充実と道德教育の展開、実践活動や豊かな体験活動の充実、「特別の教科 道德」の指導と評価等について、必要な知識等を習得させ、各地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者の養成を図る。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構

3 共催 文部科学省

4 期間 第1回 令和2年5月18日（月）～令和2年5月22日（金）
第2回 令和3年1月18日（月）～令和3年1月22日（金）

5 会場 独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センター
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

6 定員 各回 100名（5ユニット）

7 受講者

（1）受講資格

- ・ 事前に研修成果活用計画書を作成し、その内容を研修終了後1年以内に実施できる者
- ・ 「道德教育指導者養成研修（ブロック別指導者研修）」等の講師等としての活動を行う者

【第1回】

- ① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
- ② 高等学校及び特別支援学校高等部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭

【第2回】

- ① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭（第2回は小中学校部会のみ実施する。）
- ③ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）

※当機構では、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを目標としている。女性の積極的な推薦について配慮すること。（参考：令和元年度…32.5%、平成30年度…42.1%）

（2）推薦人数

【第1回】

各都道府県（中核市分を含む）、各指定都市においては3名程度とする。

【第2回】

各都道府県（中核市分を含む）、各指定都市においては3名程度とする。

各都道府県知事部局所管及び附属学校を置く各国公立大学法人においては2名以内とする。

なお、中核市を有する都道府県においては、各中核市からの推薦数を1名以内とした上で、上記基準を超過して推薦できるものとする。

(3) 推薦手続

推薦期限は、【第1回】 令和2年 4月 3日(金)
【第2回】 令和2年10月23日(金)とする。

各都道府県・指定都市教育委員会においては推薦者を取りまとめ、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、教職員支援機構宛てに、[様式1]により推薦を行う。

国公立大学法人及び教職大学院を置く各大学については、各機関の担当部局が取りまとめの上、教職員支援機構宛てに、[様式1]により推薦を行う。

(4) 受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。定員を超過する場合は、受講者数を調整する場合がある。

8 研修内容

1、2日目は、講義から、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の充実と道徳教育の展開、実践活動や豊かな体験活動の充実について理解を深めるとともに、事前課題等をもとに協議を行い、道徳教育推進上の課題意識を高める。

3、4日目は、校種ごとの部会に分かれ、小学校・中学校部会においては「特別の教科 道徳」の指導と評価等について、高等学校部会（第1回のみ）においては人間としての在り方生き方に関する教育について、演習・協議を通して理解を深め、地域における道徳教育推進のリーダーとしての指導力を高める。

5日目は、指導助言のあり方について理解した上で、研修成果を活用した研修プランの作成等を行い、道徳教育を推進するリーダーとしての自覚を深める。

なお、第1回と第2回では、受講対象者及び日程が異なる。別紙日程表を参照のこと。

9 事前課題

演習・協議用資料として、事前に課題（研修成果活用計画書を含む）を作成し、提出すること。
内容、提出期限、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

10 その他

- (1) 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。
- (2) 本研修は、原則として宿泊研修とし、教職員支援機構の宿泊施設を利用するものとする。研修及び宿泊に際し、特別な配慮が必要な者（障害、持病等）を推薦する場合には、事前に当機構に相談すること。
- (3) 推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保の配慮をすること。